コンプライアンス教育の実施計画について

- 1. コンプライアンス教育の対象者
 - 〇 研究者

学会の正会員であって、代表理事の承認を受けて学会を所属機関として公的研究事業の研究代表 者若しくは分担者となる者、又は学会が法人として行う公的研究事業の研究代表者若しくは分担 者となる者

- 経理担当者 公的研究費の経理実務に携わる者
- 2. 研究公正・研究費の適正使用関係の規定の周知 コンプライアンス教育の対象者に本資料集を配布し、熟読し理解するよう求める。
- 3. コンプライアンス教育の受講

所属する大学、研究機関等において、コンプライアンス教育の受講機会がある場合は、その受講をもって、当学会においても受講したものとみなす。

受講機会がない場合には、文部科学省が公開している「研究機関における公的研究費の管理・監査の ガイドライン(実施基準) | に係るコンプライアンス教育用コンテンツ |

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1350200.htm

から、管理者向け又は研究者向けのテキストを参照し、動画を視聴するものとする。

なお、受講は毎年行うこととし、令和4年度の研究事業に対応した受講は、原則として、令和3年 11月から令和4年3月までの間に完了することとする。